

審 査 基 準

令和6年9月2日作成

|        |  |
|--------|--|
| 法令名    | 道路交通法  |
| 根拠条例   | 第101条第6項   |
| 処分の概要  | 免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)   |
| 現権者    | 埼玉県公安委員会   |
| 法令の定め  | 第92条の2第1項(免許証の有効期間)、第101条第1項(免許証の更新及び定期検査)、第101条の3(更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項(七十歳以上の者の特例)、道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の6(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、道路交通法施行規則第29条第1項及び第2項(免許証の更新の申請等)、運転免許に係る講習に関する規則第1項(講習の基準) |
| 審査基準   |  |
| 標準処理期間 | 即日   |
| 申請先    | 埼玉県公安委員会告示(自動車及び一般原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所について)に基づく、警察本部交通部運転免許センター運転免許課又は所轄警察署(鴻巣警察署を除く)  |
| 問合せ先   | 警察本部交通部運転免許センター運転免許課免許登録係<br>(084-543-2001)<br>又は、警察署の交通課(鴻巣警察署を除く)  |
| 備考     |  |